

# 令和5年8月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和5年8月25日(金)

午前10時30分

場 所：波佐見町総合文化会館  
2階「研修室2・3」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜		6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

5番 田島 正孝

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

6番 増田 京子 7番 高尾 晃

### 第2 提出議案

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第21号 農地・非農地の判断について  
「非農地に該当するもの」と判断

議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
「異議なし」により可決承認

議案第23号 農用地利用集積等促進計画の要請について  
「異議なし」により可決承認

議案第24号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更案)に対する  
意見の聴取について  
「異議なし」により変更案に同意

令和5年8月25日（金） 午前10時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和5年8月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。  
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「6番 増田委員」「7番 高尾委員」をお願いします。
- 川島会長 それでは、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 (別紙資料 議案第19号について朗読し説明する。)  
今回の申請ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。  
転用の目的は、現在、約15基ある墓地には駐車場がなく、申請地前の道路に駐車しているため、新たに駐車場を確保するものとなっています。  
次に被害防除計画ですが、盛土を最高1.0mするというのですが、隣接地付近は緩やかな傾斜にして土砂流出がないようにするとあります。雨水排水に関しては、敷地内に自然浸透させ、隣接する農地もないので、日照、通風等の被害は生じないと思われます。  
以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、田ノ頭地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明をお願いします。
- 高尾委員 はい、7番 高尾です。以前より路上駐車されている車が近隣に住む方々の間でも問題になっており墓地の駐車場を必要としていたとのこと。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第19号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第19号は許可相当として進達することにいたします。

次に、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第20号について説明する。)

今回の申請地は、令和5年4月に農用地除外申請が出され4月の総会でも審議したもので、先月農用地除外について県知事の同意があったことから、転用申請が提出されたものです。

農地の種別は、おおむね10ha以上の農地の区域内にあることから、第1種農地と判断され、一般的には転用は不可能な農地になりますが、例外規定にあります「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に該当しますので、転用の許可は可能と判断されます。

次に被害防除計画ですが、盛土・切土は最高ずつ1mずつ行うということですが、隣接地との距離を最低1.5m以上確保するので土砂流出の被害は生じないとあり、汚水処理は、くみ取り、雨水・生活雑排水は、溜桝等を設置し農業用排水施設に支障を生じさせないとあります。また、トイレと炊事場を設置する予定ですが、小規模であり隣接地との距離を十分確保するので近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われま。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、野々川地区の担当委員である「2番 楠田委員」、補足説明をお願いします。

楠田委員

はい、2番 楠田です。事務局の説明とおりで。ご審議方をお願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は許可相当として進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第20号は、「許可相当」として進達することにいたします。

続いて、議案第21号「農地・非農地の判断について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第21号について説明する。)

今回の申請地は、土地所有者から非農地判断の依頼があったもので、現地は進入口がない細長い狭小の土地であったため、長年にわたり農地ではなく雑種地となっており、農地改良などをして農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる土地となっています。

事務局としては、非農地であるという判断については問題ないものと思っております。以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、宿地区の担当委員である「6番 増田委員」、補足説明をお願いします。

増田委員

はい、6番 増田です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第21号「農地・非農地の判断について」は、非農地と判断することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

それでは異議なしということで、議案第21号については、非農地として判断することにいたします。

続きまして、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第23号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第22号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、田ノ頭郷友成1番地7他合計218筆で、面積は、合計573,643㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇さん他116名で、利用権設定を受ける者は公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、基盤整備による変更・水田となっています。期間はすべて令和5年10月10日から10年間の令和15年9月9日までとなっています。

(別紙資料 議案第23号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。土地の所在及び面積は、田ノ頭郷友成1番地6他合計218筆で、面積は合計573,643㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は〇〇さん他20名で、種別・利用目的は基盤整備による変更・水田となっています。

期間はすべて令和5年10月10日から10年間の令和15年10月9日となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りいたします。議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第23号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

異議なしということで、議案第22号及び、議案第23号については、承認することと致します。

続きまして、議案第24号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見の聴取について」を議題とします。

農林課農政班から説明をお願いします。

佐藤係長

(別紙資料 議案第24号について説明する。)

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第24号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見の聴取について」は、変更案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第24号は、変更案に同意することにいたします。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会8月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。